

【資料2】(仮称)ユニバーサル展開プログラムの策定及び(仮称)共生社会推進条例の制定について

1 (仮称)ユニバーサル展開プログラムの策定(令和5年度中)

(1) 策定の趣旨

- ユニバーサル関係施策は、障がい、性別、高齢者、子ども、国籍(多文化共生)、民族等の多岐のテーマにわたり、これまでは各所管部署が取組を推進
- 第2次戦略ビジョンに掲げる「誰もが互いにその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなる社会(共生社会)」の実現に向けては、これらのテーマに関する施策を着実に進めていくことはもとより、複雑化かつ高度化する課題の解決を図る観点から、施策の全体像を把握し、施策間の連携を進め、総合的かつ計画的に取組を進めていくことが必要
- そこで、**第2次戦略ビジョンの計画期間の終期(2031年度)を見据えつつ、策定作業中の戦略編の「ユニバーサル(共生)プロジェクト」に掲げる施策を早期かつ確実に遂行していくために、本プログラムを策定**



(2) 位置付け

○本プログラムは、戦略編の「ユニバーサル(共生)プロジェクト」や他の個別計画、右記2の「(仮)共生社会推進条例」など一体となり、共生社会の実現を目指すものとする。

(3) 構成(案)

項目	記載内容
1 はじめに	策定趣旨、位置付けなどを記載
2 施策ごとのロードマップ・個別事業一覧	戦略編の「ユニバーサル(共生)プロジェクト」の施策ごとのロードマップ及びこれに紐づく個別事業(※)一覧などを記載 ※アクションプラン 2023 掲載予定事業等を想定
3 推進体制	庁内組織(ユニバーサル推進本部)及び庁外組織(ユニバーサル推進検討委員会)の設置などを記載
4 官民連携の考え方など	ユニバーサル関係施策の推進に当たり必要となる市民・企業等との協働の考え方などを記載

2 (仮称)共生社会推進条例の制定(令和6年度中)

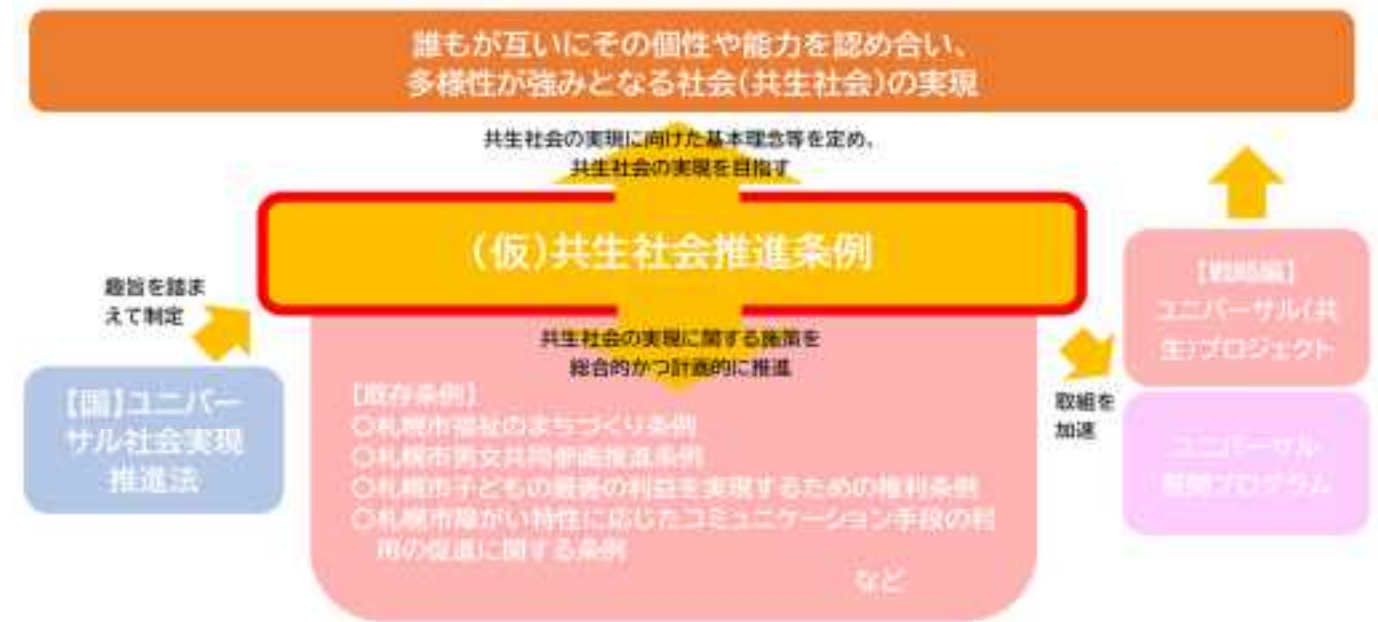
(1) 制定の趣旨

- 共生社会の実現を推進するに当たっては、行政・市民・事業者との協働が不可欠であり、そのためには、それぞれの主体が異なる方向性の下で取組を進めていくことのないよう、共生社会の実現に向けた基本理念等を共有した上で、連携し合いながら、それぞれの立場の中で取組を進めていくことが必要
- そこで、**多様性の尊重等の共生社会の実現に向けた基本理念等を定め、市民・事業者・行政が一体となって共生社会を実現することを目的**として、本条例の制定を目指していく。

(2) 位置付け

- 左記1に記載のとおり、複雑化かつ高度化する課題の解決に当たっては、**施策の全体像を把握し、施策間の連携を進める視点が重要**
- そこで、本条例では、**分野を問わずに共生社会の実現に向けた基本理念等を定めるほか、共生社会の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進する旨を定めることなどにより、共生社会の実現を目指していくもの**としたい。これに加えて、戦略編の「ユニバーサル(共生)プロジェクト」及び「ユニバーサル展開プログラム」の取組等を加速させるものとして位置付ける。

(参考)位置付けイメージ図



3 今後のスケジュール(予定)

	令和5年度							令和6年度						
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月							
(仮)ユニバーサル展開プログラム								ユニバーサル関係施策の展開						
(仮)共生社会推進条例	推進本部		検討委員会①	検討委員会②			検討委員会③	策定	市民WS①	市民WS②	推進本部	検討委員会④	パブコメ	制定